

綾部市立病院訪問看護ステーション 訪問看護（介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 綾部市が開設する綾部市立病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う介護保険法に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。また、老人保健法の規定による指定老人訪問看護及び健康保険法の規定による指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の理念に基づき、疾病または負傷により、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が必要を認めた療養者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供に当って、ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の提供に当って、ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 綾部市立病院訪問看護ステーション

（2）所在地 京都府綾部市青野町大塚20番地の1 綾部市立病院内

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 看護師1人（常勤職員）

管理者は、従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

（2）看護職員等 看護師5人（常勤職員4人、非常勤職員1人）、准看護師1人（非常勤職員1人）

看護職員等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

（3）事務職員 非常勤職員1人

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 営業時間は午前8時30分から午後5時15分とする。

3 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の世話

(3) 褥創の予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) ターミナルケア、認知症患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導

(7) カテーテル等の管理

(8) その他医師の指示による医療処置

(利用料、その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合、ステーションは利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 介護保険適用の場合

介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。介護保険の給付の範囲を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険適用の場合

診療報酬告示上の額とし、各医療保険の定める自己負担割合を徴収する。

2 希望により死後の処置を行った場合は、18,000円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、綾部市と近隣の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、事業を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告を行う。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明を行う。

(事故発生時の対応)

第11条 看護師等は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、保健所、主治の医師、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

2 ステーションは、事業の提供にともないステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための継続研修の機会を年1回以上設けるものとする。

2 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を行う。

3 ステーションは、サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

4 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は綾部市が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。